

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援金に係る誓約書

令和 年 月 日

宮崎市長 殿

住所 (個人は自宅住所)	〒	—
法人名 (個人は記入不要)		
代表者氏名		
電話番号	()	—

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援金における申請書等について、下記の項目について誓約します。

記

- 令和4年1月20日時点で宮崎市内に本社がある中小法人等又は宮崎市内に住所を有する個人事業者であること。
- 今後も当該事業を継続する意思があること。
- 業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得又は給与所得で申告している個人事業者については、令和3年以前から被雇用者又は被扶養者でないこと。
- 令和3年、令和2年又は令和元年（平成31年）の全収入のうち、主な収入が事業収入であること。
- 宮崎県が令和4年1月～3月に発令した緊急事態宣言等に伴い、時間短縮営業の要請に協力した飲食店等に対して支給される「宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」又は他自治体を実施している同趣旨の協力金を受給していない又は今後受給が見込まれない者であること。
- 各関係団体が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止業種別ガイドラインや県が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等を遵守していること。
- 売上高等の減少は宮崎県の緊急事態宣言等の影響によるものであること。
- 次のいずれにも該当しないこと。
 - 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
 - 中小法人等にあつて、その役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じるものと同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち前号に該当する者
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項及び第13項第2号に規定する営業を行う者
 - 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
 - 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- 記載内容及び添付書類の内容が虚偽でないこと。